

1. 人事院勧告（月例給、ボーナス）について

人事院では、常勤の国家公務員の給与水準を常勤の民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行っている。

月例給では民間と公務の4月分給与を調査し、主な給与決定要素を同じくする者同士を比較する。ボーナスでは直近1年間の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較する。

令和6年度から令和8年度における人事院勧告（月例給、ボーナス）の内容は以下のとおり。

年度	種類	内容
令和6年度	月例	民間給与との較差：11,183円(2.76%) ●若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定。平均改定率3.0%（1級11.1%、2級7.6%、3級3.1%、4級1.3%、5級から7級まで1.2%、8級から10級まで1.1%） ●初任給を大幅に引上げ。大卒（総合）29,300円、大卒（一般）23,800円、高卒（一般）21,400円引上げ。
	ボーナス	引上げ 年間4.50月→4.60月（+0.10月）
令和7年度	月例	民間給与との較差：15,014円(3.62%) ●若年層に重点を置きつつ、その他の職員もR6年を大幅に上回る引上げ改定。平均改定率3.3%（1級5.2%、2級4.2%、3級3.4%、4級2.9%、5級から10級まで2.8%） ●初任給を大幅に引上げ。大卒（総合、一般）12,000円、高卒（一般）12,300円引上げ。
	ボーナス	引上げ 年間4.60月→4.65月（+0.05月）
令和8年度	月例	民間給与との較差：15,056円(3.51%) ●各組織の業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について、令和7年を上回る引上げ改定。平均改定率3.3%（1級4.0%、2級3.6%、3級3.4%、4級3.1%、5級から10級まで3.0%） ●初任給を引上げ。一般、総合ともに9,500円引上げ。
	ボーナス	引上げ 年間4.65月→4.70月（+0.05月）

※蓮田市の給料表は1級から8級までとなっている。

2. 民間の賃上げの状況について

厚生労働省では、労使交渉の実情を把握するため、民間主要企業の春季賃上げ要求・妥結状況を集計している。

集計対象は、妥結額を把握できる資本金 10 億円以上かつ従業員 1,000 人以上の労働組合のある企業。

令和 6 年度から令和 8 年度における賃上げ要求・妥結状況は以下のとおり。

年度	集 計 企業数 (社)	現 行 ベース (円)	要求額 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率
令和 6 年度	348	326,724	18,767	17,415	5.33%
令和 7 年度	390	337,240	19,538	18,629	5.52%
令和 8 年度	428	350,630	19,806	18,167	5.18%

※現行ベースは交渉前の平均賃金